

令和5年度 第2回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催年月日 令和6年1月25日(木)
- 2 開催場所 西脇市役所 3階 大会議室
- 3 開会及び閉会時刻 開会 午後1時15分
閉会 午後2時45分
- 4 出席委員 岡田康作 委員
黒田位子 委員
村上泉 委員
小林麻貴子 委員
河原淳 委員
安部亨二 委員
福永昌 委員
長井正彦 委員
齋藤周藏 委員
亀井礼子 委員
藤原珠美 委員
藤井清孝 委員
- 5 欠席委員 なし
- 6 会議録署名委員 福永昌 委員
村上泉 委員
- 7 説明のため出席した者の職氏名
西脇市長 片山象三
くらし安心部長兼保険医療課長 萩原靖久
保険医療課保険担当主査 芦田周美
健幸都市推進課統括保健・成人保健担当課長補佐 岡本洋子
総務部長兼税務課長 藤井隆弘
税務課賦課担当課長補佐 廣畑万紀
- 8 傍聴人 1名
- 9 会議に付した案件
 - (1) 国民健康保険事業費納付金について
 - (2) 国民健康保険税軽減判定所得の改正について
 - (3) 国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について
 - (4) その他

令和5年度第2回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

発言者	記 事
事務局	<p>○開会</p> <p>○会議成立の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席委員は12名全員。過半数以上の出席により会議は成立。傍聴人は1名
会 長	<p>○会長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年は1月1日に能登半島地震が発生し、年明け早々、世の中何が起こるか分からない、ということを感じさせられた。 ・復興に向けては厳しい道のりが予想されるが、被災者の皆様には、一日も早くもとの生活を取り戻されることを願うばかりである。 ・本日の運営協議会では、来年度の保険税率について諮問をいただき、審議を行う予定である。高齢化が進む中で、社会保障の今後の見通しは厳しいものがあるが、本日も様々なご意見をいただく中で、協議会としての結論を出したいと考えるので、活発に議論をいただくようお願いしたい。
市 長	<p>○市長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長のごあいさつにもあったが、能登半島地震において、早速西脇病院の災害派遣医療チーム、看護師、北はりま消防組合の隊員が現地に支援に行った。 ・また、多可町と一緒に珠洲市のふるさと納税の支援も行っており、開始から24時間で200万円もの支援が集まった。また、市営住宅にも被災地から入居をされる予定である。 ・本日は、令和6年度の国民健康保険税額の改定について諮問させていただきます。 ・兵庫県においては、県内保険料の統一という方針が打ち出されている。この後事務局からも説明があると思うが、委員の皆様には慎重な審議をお願いしたい。
市 長	<p>○諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問書（写）を各委員に配付 ・市長から会長へ「国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について」諮問 ・市長退席 <p>○配付資料の確認 (進行を事務局から会長へ交代)</p>

会 長	○会議録署名人選出 ・会議録署名人に福永 昌委員と村上 泉委員を指名
会 長	○報告事項(1) 国民健康保険事業費納付金について ・国民健康保険事業費納付金について、事務局に説明を求める。
事務局	○説明（パワーポイント使用。画面の写しを参考資料として配付） ・国保事業費納付金は、保険給付費等の県全体で必要な費用から国交付金等を差し引き各市町で按分したもので、医療分・後期支援分・介護分の3種類がある。 ・医療分は、保険給付費の財源となるもの。後期支援分は、後期高齢者医療制度の医療給付費の財源の一部となるもの。介護分は、介護保険の介護給付の財源の一部となるものである。 ・県から提示された令和6年度の国保事業費納付金は、総額10億4,920万円で、前年度より被保険者の数が減ったにもかかわらず増額となっている。 ・一人当たりの国保事業費納付金の額は、医療分は 109,914円で前年度比 6,888円の増、後期支援分は35,432円で前年度比 2,379円の増、介護分は41,192円で前年度比 2,002円の増となっており、いずれも今後も増加が見込まれる。
委 員	○質問 ・後期支援分や介護分の説明があったが、健保組合から国保支援分として入ってくる分もあると思う。それについてはここに出ていないが、どのようになっているのか。
事務局	○回答 ・市の方には、県から交付金が入ってくるが、その計算の中に様々なものが溶け込んでいるということで理解している。
会 長	○報告事項(2) 国民健康保険税軽減判定所得の改正について ・国民健康保険税軽減判定所得の改正について、事務局に説明を求める。
事務局	○説明 ・国保では低所得者への保険税の軽減措置として、7割・5割・2割の軽減を行っている。 ・12月に閣議決定された令和6年度税制改正において、昨年度に引き続き5割及び2割軽減の基準が改正（拡充）され、計算式のうち被保険者数に乗すべき金額が、5割軽減は29.5万円に、2割軽減は

	<p>54.5万円にそれぞれ引き上げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> この改正については、物価上昇及び所得上昇の影響により軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように見直す、という趣旨のものである。 <p>(質問、意見なし)</p>
会 長	<p>○審議事項(1) 国民健康保険の税額及び課税限度額の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について、事務局の説明を求める。
事務局	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> まず、令和6年度税制改正大綱の中で、国民健康保険税に関する部分を説明する。 <p>①課税限度額の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> 改定により、後期支援分が22万円から24万円へ2万円引き上げられ、合計額では104万円が106万円となる。この改定により、現行税率で試算すると15世帯が引き上げの影響を受ける見込みである。 <p>②市町村標準保険料率と国民健康保険税額の改定(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税は、国保事業費納付金及び保健事業の財源となる。 税額決定の考え方のベースにあるのは、県から提示された「市町村標準保険料率」をもとに税額の検討を進めるということである。 県内保険料統一については、令和9年度に県内全市町の標準保険料率が統一され、令和12年度には全市町が標準保険料率への移行を完了するという方針で進められている。 令和6年度の西脇市の標準保険料率を見ると、医療分・後期支援分・介護分の全てにおいて、昨年度より高い数値となっている。また、令和4年度から5年度までの上がり幅と、5年度から6年度の上がり幅を比べると、後者の方が大きい。 北播磨5市の標準保険料率を見ると、後期支援分と介護分はほぼ各市とも近い数字となっており、県内でもほぼ統一されている状況にある。一方、医療分はまだ各市でバラツキがあるが、令和9年度にはこれらの数値が統一されるということになる。 なお、令和6年度に県内の標準保険料率が統一された場合の数値を見ると、いずれも西脇市の数値より高く、今後も毎年標準保険料率は上がっていくものと予想している。 このような状況のもと、令和6年度税率の検討をする。西脇市は従前から標準保険料率に合わせた設定としてきたが、今回の上がり幅は想定以上のものであり、標準保険料率どおりの税率設定とする

	<p>と、昨年度から比較して4～5%の増額となり、医療分の一人当たり調定額も5%程度の増額となり、過去の上がり幅よりも大きい状況となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そこで、税額の急激な上昇を抑制するため、令和6年度は基金を活用し、医療分は据え置きとし、後期支援分と介護分は県の標準保険料率に合わせた設定としたい。 ・なお、改定案では、一人当たり国民健康保険税調定額について、医療分は167円の増加、後期支援分が1,984円の増加、介護分が1,149円の増加となる。 ・今申し上げた改定内容は、次のとおりとなる。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">医療分</td> <td>所得割額</td> <td>6.79%</td> <td>(据え置き)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>29,400円</td> <td>(据え置き)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平等割額</td> <td>19,100円</td> <td>(据え置き)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税限度額</td> <td>65万円</td> <td>(据え置き)</td> </tr> <tr> <td>後期支援分</td> <td>所得割額</td> <td>3.01%</td> <td>(0.20引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>12,600円</td> <td>(700円引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平等割額</td> <td>8,300円</td> <td>(600円引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税限度額</td> <td>24万円</td> <td>(2万円の引き上げ)</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割額</td> <td>2.71%</td> <td>(0.07引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>14,000円</td> <td>(100円引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平等割額</td> <td>7,100円</td> <td>(300円引き上げ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税限度額</td> <td>17万円</td> <td>(据え置き)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、被保険者一人当たり調定額について北播磨他市と比較すると、令和5年度時点では、西脇市は北播磨5市の中で2番目に低い数値となっている。 <p>(質問、意見なし)</p>	医療分	所得割額	6.79%	(据え置き)		均等割額	29,400円	(据え置き)		平等割額	19,100円	(据え置き)		課税限度額	65万円	(据え置き)	後期支援分	所得割額	3.01%	(0.20引き上げ)		均等割額	12,600円	(700円引き上げ)		平等割額	8,300円	(600円引き上げ)		課税限度額	24万円	(2万円の引き上げ)	介護分	所得割額	2.71%	(0.07引き上げ)		均等割額	14,000円	(100円引き上げ)		平等割額	7,100円	(300円引き上げ)		課税限度額	17万円	(据え置き)
医療分	所得割額	6.79%	(据え置き)																																														
	均等割額	29,400円	(据え置き)																																														
	平等割額	19,100円	(据え置き)																																														
	課税限度額	65万円	(据え置き)																																														
後期支援分	所得割額	3.01%	(0.20引き上げ)																																														
	均等割額	12,600円	(700円引き上げ)																																														
	平等割額	8,300円	(600円引き上げ)																																														
	課税限度額	24万円	(2万円の引き上げ)																																														
介護分	所得割額	2.71%	(0.07引き上げ)																																														
	均等割額	14,000円	(100円引き上げ)																																														
	平等割額	7,100円	(300円引き上げ)																																														
	課税限度額	17万円	(据え置き)																																														
会 長	<p>○答申について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、諮問のとおり答申すると決定してよいか。 ⇒承認 ・答申の内容については、会長一任としてよいか。 ⇒承認 ・では、答申書については事務局で作成し、会長から市長に答申する。なお、答申書の写しは委員に郵送する。 																																																
会 長	<p>○その他(1) 国民健康保険特別会計歳入歳出状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険特別会計歳入歳出状況について、事務局からの説明を求める。 																																																

事務局	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の歳入歳出であるが、令和6年1月16日時点で作成しており、変更の可能性があることをご了承願いたい。 <p>① 歳入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険税収入は、前年度比 229万円の減で、予算額6億 5,453万5千円。被保険者数の減などによる。 ・県支出金は、前年度比2億 5,624万3千円の減で、予算額29億2,618万7千円。これも被保険者数の減などによる。 ・基金繰入金は、予算額 7,193万7千円で、例年どおり資金不足分と予備費財源分を予算化するほか、令和5年度から開始した国保ウエルネスポイント事業についても基金を財源として活用する予定。 <p>②歳出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務費は、前年度比 3,464万1千円の増で、予算額1億 2,782万7千円。令和7年度に向けたシステム標準化に向けた対応や、マイナ保険証の対応に係るシステム改修費用の増額を見込んでいる。 ・保険給付費は、前年度比3億 468万8千円の減で、27億 7,278万6千円。被保険者数の減などによる。 ・事業費納付金は、前年度比 1,716万8千円の増で、10億 4,920万6千円となる。 ・保健事業費は、前年度比 1,273万円の増で、 7,991万4千円。国保ウエルネスポイント事業などによるもの。 <p>(質問、意見なし)</p>
会 長	<p>○その他(2) 第3期データヘルス計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期データヘルス計画について、事務局からの説明を求める。
事務局	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、市において「西脇市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」の策定作業を素案のとおり進めており、本年度中に策定を完了する予定としている。 ・データヘルス計画は、健康・医療情報を活用し、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業の実施を行うための計画であり、令和5年度が第2期計画の最終年度となるため、令和6～11年度の6年間を計画期間とする第3期計画を策定するものである。 ・計画には、国保に係るデータとして、医療費や特定健診・特定保健指導、生活習慣の状況などを記載している。これら現状のデータを踏まえながら、今後のより効果的な保健事業につなげていくための

計画であるということをご理解いただきたい。

(質問、意見なし)

○閉会